

## 1 - 10 青森空港ビル株式会社

### (1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

代表取締役社長	奈良 豊規	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課	
設立年月日	昭和60年4月1日	資本金	1,620,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	884,000 千円	54.6%	
	青森市	251,000 千円	15.5%	
	(株)日本航空ジャパン	170,000 千円	10.5%	
	日本政策投資銀行	80,000 千円	4.9%	
	(株)青森銀行	40,000 千円	2.5%	
	(株)みちのく銀行	40,000 千円	2.5%	
	東北電力(株)	30,000 千円	1.9%	
	日本通運(株)	25,000 千円	1.5%	
	(株)東奥日報社	20,000 千円	1.2%	
	青森放送(株)	20,000 千円	1.2%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	取締役	12名	2名	
	監査役	3名	1名	
	社員数	21名	12名	常勤には臨時職員等を含まない。
業務内容	青森空港ターミナル(旅客ビル及び貨物ビル)の賃貸及び管理運営並びに飲食物、旅行日用品並びに観光土産品の販売等			
経営状況 (平成16年度)	営業収益	774,621 千円	(その他参考)	
	営業利益	111,392 千円	土地使用料に係る減免額	1,438 千円
	経常利益	106,364 千円	県無利子借入金	89,700 千円
	当期純利益	35,413 千円		

### (2) 沿革

青森空港は昭和39年11月に県が設置・管理する第三種空港として滑走路1,200メートルで供用開始した。その後、激増する航空需要に対応するため、ジェット機が就航できるよう滑走路を2,000メートルとすることとし、新空港の建設を推し進め、昭和62年7月に新空港として供用開始した。こうした新空港の拡充整備に伴い、空港利用者に対し十分その使命を果たせるような空港ターミナルビルの建設が必要となり、平成60年4月1日、県及び関係市町、航空会社並びに経済界等が共同して空港ターミナルビルの運営にあたる「青森空港ビル株式会社」を設立した。

平成4年には国際線対応施設となる空港ターミナルビル増改築等が行われ、平成7年には、国際線定期便対応に必要な施設整備等が行われ、青森～ソウル線、青森～ハバロフスク線が相次いで開設された。

その後も空港ビル施設及び空港機能の充実が図られ、平成17年4月には3,000メートル滑走路が供用開始されている。

### (3) 課題と点検評価

#### ア 役割

経営者の経営理念・基本目標の一つに『青森県の「空の玄関」にふさわしい「ホスピタリティ」と「公共的な施設」としての社会的な使命を認識し、地域に貢献する快適な空港ビル運営に最善を尽くす。』ことが掲げられている。

これは、第3セクターとして設立された当法人の役割でもある。近年の航空会社の撤退及び減便、今後予定される東北新幹線新青森開業の影響等、当法人の経営環境は厳しい状況が続くことが予想されるが、滑走路の3,000メートル化、空港までのアクセス道路の整備、立体駐車場の整備などハード面の充実も行われていることから、当法人としても、継続的にその役割を果たすために、利用者の視点に立って利用者の利便性の向上を図り、ターミナルビルの健全な運営に努めることが求められている。

#### イ 経営状況

当法人の収入は、大部分が旅客及び貨物ターミナルビルの賃貸料収入であり、全営業収益の約7割近くを占めている。賃貸料収入はテナントの経営状況に、テナントの経営状況は空港利用者の増減に影響されるため、当法人の経営に当たっては空港利用者の増加を図ることが重要である。

空港利用者のほとんどは航空利用者であるが、その数は、近年の社会情勢や航空業界の経営環境の変化による航空会社の撤退及び減便並びに新幹線へのシフトによる影響から、ここ数年、減少が続いており、これに伴うテナント施設の返還、テナント家賃の減少のため、当法人の営業収入も減少傾向が続いている。

このようなことから、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「スカイマークエアラインズの撤退、施設の返還、テナント家賃の減額、羽田空港発着枠見直しによる減便決定等、本法人にとって厳しい経営状況になっていることから、今後、これらに対処するための方策について真摯に取り組んでいくこと」を求められていたところであり、今年度、当委員会はこの取組状況について点検評価を行った。

平成16年度の航空利用者は国内線においては1,230,403人（前期比89.4%）、国際線においては59,557人（前期比172.5%）となっており、全体で1,289,960人（前期比91.4%）となっている。台湾からの国際チャーター便の急増により、国際線は順調に利用者を増やしているものの、主力である国内線は平成15年度に引き続き前期を下回る状況が続いている。また、平成17年度に入っても、国際線は好調であるが、東京便を中心とした国内線の利用者の減少傾向が続いているという報告を受けたところであり、厳しい経営状況に変わりはない。

これに対し、当法人は、収益を確保するためレストランの入居者の確保、有料待合室等を設置し空きスペースのフル稼働に努めているほか、利用者の利便性の向上のため3階見学者ホールや授乳室のリニューアル等の施設環境整備事業を進めている。また、当法人は利用者の減少しているこの時機を捉えて、集客対策事業として、広報事業、利用促進事業及びイベント事業に積極的に取り組んでおり、情報誌の継続発行や各種イベント事業等を展開している。

また、当法人は、当面、新たな整備を必要とするほどの新規航空会社の参入や大幅な増便などの展開がないものと判断し、「青森空港ターミナルビル施設整備」をこれまで実施した整備をもって中止し、今後は年次単位での合理的な修繕、更新等を行っていくこととしており、今後15年を期間とする「中期施設保全計画」を平成17年2月に策定したところである。また、経営状況を意識しながら計画的に事業を実施していくため、「中期施設保全計画」で見込んだ修繕費等を反映させた「中・長期経営計画」を策定し、15年間の収支計画のシミュレーションを行っている。

当法人の平成16年度決算に係る株主総会においては、「中期施設保全計画」を踏まえ、これ

まで別途積立金としていた繰越利益を含めた 977,234 千円についての利益処分が行われ、中期施設保全計画を実施するための「修繕積立金」780,600 千円、次期建設に備えるための「建設積立金」100,000 千円、地震等の災害時の復旧のための「偶発損失積立金」50,000 千円として用途を明確にした積立が行われている。(その他に次期繰越利益 46,634 千円がある。)

このような処理は、前年度の青森県公社等経営評価委員会からの指摘事項「平成 15 年度決算において用途目的を明示していない剰余金が約 941 百万円(別途積立金 860 百万円、次期繰越利益約 81 百万円)あるが、県が出資している第三セクターとして、無目的と思われるような多額の内部留保を計上していることは誤解を受けかねない。従って、積立の目的が明瞭に理解される勘定科目(例えば施設整備に伴っての「施設改修整備積立金」)を当該株式会社内で検討し、それを次回の株主総会に提案することを強く求める。」に対応したものと評価できる。

なお、当法人に対する県出資金については、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「県の出資金の一部引き揚げについては、県の逼迫している財政事情を少しでも健全化へ向かわせ、かつ、限られた県の出資金を新産業や雇用創出に機動的・実効的に配分して県経済を活性化に導いていくために、本法人が所管課や他の株主を主とする関係機関と前向きに検討することを強く求める」と指摘されている。

県からの出資金については、県有資産の効率的配分の観点からすれば、その資金は有効に投入・活用されなければならない。そのためには、株式会社が当初の経営目的を順調に達成し、経営の自立・配当の継続等が可能となった段階では、県出資分を引揚げ、完全私有化への移行に努力しなければならない。

当法人及び所管課からは、県の出資金の一部引き揚げについては他の株主との関連もあり引き続き検討していきたいとのことであった。また、当法人からは、株主への配当を検討しているとの報告があり、策定された「中・長期経営計画」の収支計画をみても計画どおり不動産収入が安定して確保されるならば、必要な各種積立金を積み立てた後も継続して一定の利益が確保され、株主配当も可能な計画となっているところである。株主配当を計画していることについては、評価をするが、県の出資金の引き揚げについては、今後も引き続き検討課題である。

その他、確認された事項として、当法人は今年度、県及び青森市からの無利子借入金(国際化施設整備資金)132,300 千円(県 89,700 千円、青森市 42,600 千円)を繰上償還することとしていること。また、所管課においては、貨物ターミナルビルに係る土地使用料の減免の見直し(1,221 千円分)を行ったことが上げられる。

#### ウ 業務執行状況

営業収入は減少しているものの、支出面においては、テロ対策等に要する警備員の増員や警報装置の設置等、安全対策に係る経費は削減することができないほか、当法人は、空港利用者を増加させるため、広報や空港利用促進事業等を積極的に展開しているため、一般管理費にはコスト削減効果が現れてこない。広報や空港利用促進事業の積極的な展開を否定するものではないが、営業利益が減少している中では、その効果が重視される。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「内部監査」の制度確立と実施・強化について早急に対応していくことを指摘されているが、今年度、当法人は内部監査規程を整備したところであり、今後内部監査を行うこととしている。

#### (4) 当法人に対する提言

当法人が、策定した「中・長期経営計画」に基づき、計画的に事業を行い、安定した経営を継続していくことで、今後とも当法人の役割を果たしていくことを期待するものであるが、今後の検討

課題として、当委員会は次のとおり提言する。

ア 効果的な集客対策事業の実施

集客対策事業としての広報事業、利用促進事業及びイベント事業の実施に当たっては、その効果を十分に検討し、実施すること。

イ 県出資金の引揚げの検討

経営目的が順調に達成され、経営の自立・配当の継続等が可能となった段階において、県の出資金の引揚げが行えるよう、引き続き検討すること。

最後に、集客対策の取組、特に航空利用者を増加させるためには、当法人だけの取組では限界があり、県内の観光や産業を活性化させ交流人口を拡大させることが必要である。また、将来の東北新幹線新青森開業の影響についても、当法人の経営には少なからず影響がでるものと考えられるが、交流人口が拡大する局面において、いかにして新幹線と共に本県に人を呼び込むかという関係機関との連携した取組を検討していくことが大切である。